

緑化指導に関する検討結果について

1 概要

本区で実施している緑化指導について、顕在化した課題を解決し、みどりの中の都市（CIG）の実現に向けた取り組みのより一層の推進を図るため、緑化指導のあり方について検討を行った。

2 検討経緯

令和4年度「緑化指導のあり方検討委員会」を設置し、令和5年度においては、令和4年度からの引継ぎ課題について対応案を検討した。

3 主な検討項目

- (1) 植栽の維持管理（完了後の調査）
- (2) ウミネコの対策
- (3) 建替時の既存樹木の扱い

4 今後の対応

- (1) 植栽の維持管理（完了後の調査）

令和6年度に、完了後の現地調査を試験的に実施する。

「江東区緑化計画の手引き」に、現地調査を実施する旨を令和6年4月より追記した。

- (2) ウミネコの対策

令和5年10月より緑化指導において、屋上緑化を計画する際に、ウミネコ対策を求める指導を開始した。今後も引き続き関係所管と連携しながら対応していく。

(3) 建替時の既存樹木の取扱い

既存樹木を保存する場合、緑化面積に緩和措置を設定する。

既存樹木（高木）を保存する場合、既存樹木の樹冠投影面積に

1.5を掛けた面積を緑化面積として認める。

【スケジュール】

令和6年 6月 「江東区みどりの条例施行規則」改定

7月～ 周知期間

令和7年 4月 「江東区みどりの条例施行規則」施行